

平成 2 8 年度

地方消費税の清算基準の見直し
に関する提案・要望

平成 2 8 年 1 1 月
大 阪 府

日頃から、大阪府政の推進に格別のご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、平成29年度税制改正にあたり、地方消費税の清算基準の見直しについて検討が進められているところです。このことに関しまして、「地方消費税の清算基準の見直しに関する大阪府の考え方」を別紙のとおり、とりまとめました。

つきましては、本府の考え方に十分御理解いただき、御配慮賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

平成28年11月

大阪府知事 松井 一郎

地方消費税の清算基準の見直しに関する大阪府の考え方

基本的な考え方

消費に係るデータについて、できる限り客観的に把握する工夫を加えていくべきである。

安易に代替指標（人口、従業者数）のウエイトを高めるべきではない。

地方消費税は、最終消費者が実質的な税負担者となる消費型付加価値税であり、都道府県間清算は、税の最終負担者である消費者が消費を行った地域に税収を帰属させるもの（仕向地原則）である。

消費に関連する指標については、最終消費の状況を都道府県レベルで捉えうる数値で、正確性、客観性、簡明性を備えたものとして、商業統計等の指定統計が用いられている。安易に昼夜間人口比率などで補正すべきものではない。

統計でカバーできていない部分は、消費代替指標として補助的に人口、従業者数を用いているが、本来であれば、統計カバー率を引き上げるべきである。供給地で計上され、最終消費地と異なることを理由に、統計から家電・家具・寝具等一部の項目を除外し、消費代替指標のウエイトを高めるべきとの主張もあるが、現行の供給側の統計データを基礎として、どれだけ最終消費の実態に近づけるかを議論していくべきものである。

税の偏在是正を目的とする見直しは行うべきではなく、また、消費税の社会保障財源化を理由に、消費代替指標である人口の比率を引き上げるべきとの主張があるが、清算基準の議論に「用途」を持ち込むべきではない。

今回の見直し内容について

商業統計の変更について

H19 調査結果から H26 調査結果に更新されるが、小売年間販売総額が 136 兆円から 123.2 兆円に大きく減少（ 12.8 兆円、 9.4% ）した。この原因は、より詳細な分析が必要であるが、小売消費の動向が表れているのみではなく、調査設計の大幅な変更（ ）も一因であると考えられる（このため、H26 調査結果は、H19 調査結果と接続しないとされている）。

H19 調査結果と連続性のない H26 調査結果により「消費に相当する額」の**算定結果が大きく変化することから、H26 調査結果をそのまま用いず、把握しきれていない小売年間販売額を推計して加算するなどの措置**を検討すべきである。

例えば、H26 調査では新設事業所の小売年間販売額の調査は行わないこととされた（商業統計調査規則第 6 条）。

H26 調査結果に更新されることによるサービス分のシェア上昇について、消費代替指標のウェイトを高めるとともに、従業者数の比率を引き下げ、人口の比率を引き上げるべきとの主張もあるが、まずは、把握しきれていない小売年間販売額を推計して加算するなどの措置を検討すべきである。

小売年間販売額から「通信・カタログ販売」、「インターネット販売」に係る額を除外することについて

「通信・カタログ販売」、「インターネット販売」に係る額は供給地（事業所所在地）で計上されていると考えられており、最終消費地とかい離しているという指摘については、一定理解できるものの、スーパー等でのインターネット販売などは、供給地近辺で消費されているケースが大半であることから、店舗を有する事業所の「通信・カタログ販売」、「インターネット販売」に係る額まで除外することについては、行き過ぎと考える。

除外するのであれば、明らかに最終消費地が把握できないと考えられる「**無店舗小売業**」が行う「**通信・カタログ販売**」、「**インターネット販売**」に係る額のみ限定すべきである。